薬生食輸発0409第2号令和3年4月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (メキシコ産アボカドのビフェントリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年4月5日付け薬生食輸発0405第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、メキシコ産アボカドのビフェントリンについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
日				輸出者及び包装者
令和3年	メキシコ	アボカド及び	残留農薬(ビフェン	
4月9日		その加工品(簡	トリン)	
		易な加工に限		
		る。)		